

## 生活困窮者への緊急支援活動助成 実施要項(第2版)

社会福祉法人群馬県共同募金会

### 1 趣旨

社会情勢のさまざまな要因による物価高騰や感染症の影響が長期化する中、経済的に困窮し、社会的孤立の状態にある方々は厳しい生活環境にあります。生活福祉資金コロナ特例貸付の償還が2023年度から開始されましたが、引き続き生活再建が困難な方が数多くいます。

また、借受人のなかには償還免除等の手続きが行えていない人や、支援が必要な状態であっても自立相談支援機関等の相談窓口につなげていない人も多くいます。こうした人々に支援を届けていくためにも、自立相談支援機関や社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、ボランティア・NPO等の多機関が連携した相談支援やアウトリーチ等、支援に繋がるためのきっかけづくりが求められています。

そのような状況に鑑み、群馬県共同募金会(以下「本会」という。)は、社会福祉協議会及び福祉施設、NPO等(以下「支援団体」という。)が行う緊急的な生活支援及び継続的な相談対応を行う事業に対して助成します。

なお、本助成は、中央共同募金会が行う同助成と連携して行うものです。

### 2 助成内容

#### (1) 申請者(助成対象となる支援団体)

県市町村社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、NPO・ボランティア団体等(法人格の有無は不問)

#### (2) 対象事業

- ・食料や日用品の配付をきっかけとしたアウトリーチ支援・相談支援事業
- ・生活困窮に関する電話相談・SNS相談等の事業
- ・生活困窮支援の実施を前提としたニーズ把握調査(アンケート、電話、訪問等)

#### (3) 対象経費

当該事業実施にかかる直接経費を対象とします(ただし人件費、謝金は対象外です)。

- ・消耗品費(配付する食料品や日用品等、配付作業に必要な消耗品など)
- ・備品費(配付物品管理に必要な備品など)
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・旅費交通費 等

#### (4) 対象外経費

- ・事業にかかる人件費、謝金
- ・ボランティア活動保険料(ボランティア行事用保険は助成対象とします)
- ・ボランティアの謝金(交通費などの実費弁償は助成対象とします)
- ・当該申請事業を実施する以前から使用し続けている場所や物の賃借料
- ・団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・その他当該事業の実施に必要と判断しかねる経費

#### (5) 助成対象期間

令和6年度内(令和7年3月末まで)

## (6) 助成額

- ・1申請者あたり 50 万円を上限額とします。(助成総額は 300 万円の予定)

## 3 申請方法

所定の申請書及び必要書類を、令和 6 年 10 月 23 日(水)までに E メールで提出してください。

## 4 助成決定及び助成金交付

所定の審査を経て、令和 6 年 11 月 15 日(木)までに助成決定し、11 月 20 日付で振込送金します。

## 5 事業実施及び精算

助成決定後直ちに事業に着手してください。

助成対象期間終了後、令和 7 年 4 月末日までに所定の完了報告書を提出し、助成金に残金がある場合は返金してください。

## 6 その他

(1) 申請多数の場合は、次の要件を優先して選定します。

- ・過去の生活困窮者支援等の実績を事業報告書や広報誌、web 等で確認でき、本助成の目的に沿った緊急性の高い事業を確実に実施しうると判断できる団体であること。
- ・本助成終了後も事業を継続する見込みがあるもの。

(2) 本要項に規定するほか、本助成に関し必要な事項については、中央共同募金会との協議を踏まえて本会会長が定めます。